

佐賀県人工透析患者通院支援事業実施要綱

(目的)

第1条 佐賀県人工透析患者通院支援事業は、人工透析治療のため通院する人工透析患者の通院支援を目的とし、外来治療に対応している人工透析医療機関又は福祉有償運送事業者が、第3条に定める事業を行った場合に、当該医療機関又は事業者に対して、その要した費用の全部又は一部を補助することにより、人工透析患者が人工透析治療を続けながら、自宅など住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、もって、人工透析患者及びその家族等の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「人工透析患者」とは、県内に在住する者で、県内の人工透析医療機関で人工透析療法を受けている者とする。
- (2)「人工透析医療機関」とは、人工透析療法による医療を提供する県内の医療機関とする。
- (3)「福祉有償運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づき、国土交通大臣の行う登録を受けた福祉有償運送サービスを行う県内の事業者とする。

(補助事業区分及び事業の内容)

第3条 補助事業区分は次のとおりとする。

- (1) 人工透析医療機関における通院送迎サービス促進事業
- (2) 福祉有償運送サービス利用支援事業

2 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 人工透析医療機関における通院送迎サービス促進事業

外来の人工透析患者を受け入れる人工透析医療機関が、人工透析患者の通院治療のため令和6年度以降に通院送迎サービスの新設または拡充をする際に次の費用を負担した場合、当該人工透析医療機関に対して、その費用の一部を補助することができる。

ア 車両整備費

人工透析患者の通院送迎に使用する車両の購入費及び改造費

【サービス拡充の事例】

- ・乗車人数を増加させるための車両の購入・改造
- ・車いす利用者の送迎を可能とする改造
- ・送迎車台数の増加
- ・その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの

イ 運転手人件費

人工透析患者の通院送迎に伴う運転手の人件費

ただし、人工透析患者が乗車する回の送迎時間に係る人件費に限る。

【サービス拡充の事例】

- ・通院送迎サービス実施日数（曜日）の増加
- ・運行台数の増加
- ・その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの

(2) 福祉有償運送サービス利用支援事業

人工透析患者が透析治療のための通院の際に福祉有償運送サービスを利用した場合、利用料金の4分の1以上の割引を行った当該福祉有償運送事業者に対して、4分の1割引相当に事務手数料を加算した経費を補助することができる。

(補助対象者)

第4条 この事業の補助対象者は、次のとおりとする。

(1) 人工透析医療機関における通院送迎サービス促進事業

人工透析患者の通院治療に対応する人工透析医療機関

(2) 福祉有償運送サービス利用支援事業

人工透析患者の通院のために福祉有償運送を行い、当該患者に対して利用料金の4分の1以上を割引した福祉有償運送事業者。

(その他)

第5条 第4条に定める補助対象者は当該事業について周知するものとする。

【周知の例】

- ・ホームページに当該事業実施のことを掲載する
- ・施設内の掲示板にポスターを掲示する
- ・送迎車両（福祉有償運送車両）内のヘッドレスト等にチラシを掲示する

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。